

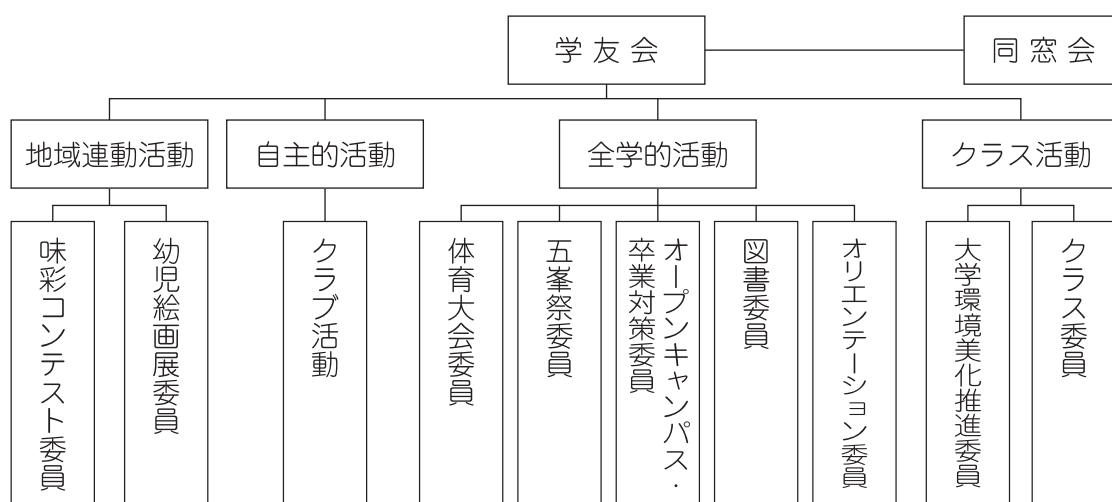
1. 各種委員

本学では、クラスごとに下記の委員を選出し、学生生活の充実と円満な人格形成を期しています。

クラス委員活動

領域(種別)	活動内容(摘要)
学友会執行委員	学友会の運営にあたる。
クラス委員	クラス担任との連絡。諸活動の推進リーダーとなり、クラス内の円滑を計る。
大学環境美化推進委員	クラス的环境条件を整えるとともに、学内美化活動のリーダーとなる。
オリエンテーション委員	学内研修及び宿泊研修等が円滑に運営されるようにサポートする。
図書委員	図書館の有効な利用について、司書と連携し、推進する。
オープンキャンパス・卒業対策委員	1～2年次前期までは、オープンキャンパスの支援を行う。 2年次後期からは、卒業記念行事・アルバム等の計画作成のリーダーとなる。
五峯祭委員	五峯祭に関する全学的な計画作成および実施のリーダーとなる。
体育大会委員	体育大会等の計画・作成・運営のリーダーとなる。
幼児絵画展委員 (幼児保育学科のみ)	幼児絵画展の運営を補助する。
味彩コンテスト委員 (健康栄養学科のみ)	味彩コンテストの運営を補助する。

学生各種委員会組織図



留意事項

- ① 各委員は2年間継続を原則とする。
- ② 学友会執行委員に選出された場合は、学友会を優先する。

2. 課外活動

大学における課外活動は、授業の延長線上にあるものと考えなければなりません。学生自らの主体的参加により、自主性、協調性を高めながら、友情を深めるとともに、教職員との人格的ふれあいの場としても広く活用されています。

学生生活を送るにあたり、学問研究だけでなく、この課外活動の場において、人間性を深めることにより、人格形成の貴重な糧となる活動が期待されており、各種クラブ活動と委員会が織りなす諸活動は、本学の伝統となっています。

〔全学的行事活動〕

- (1) オリエンテーション (2) 体育大会 (3) 五峯祭^{いつみねさい} (4) 各種委員会活動
(5) その他

〔クラブ活動〕

部 名	目 的 ・ 活 動 内 容
音 楽 部	ブラスアンサンブルを通じて人の和を広げ、音楽の真髄を追求する。
コ ー ラ ス 部	コーラスを通して、心豊かな学院生活を送る。
R . S . E (リズムミック エクステンション エンジョイ)	各種体操と研究を通してリズム感を養い、健康を維持する。
調 理 学 研 究 部	食品についての知識と正しい食生活の理解を深めるための研究を行う。

◆クラブ活動に関する規則は、巻末「Ⅲ. 諸規程」の「クラブ活動取扱規則(P. 135)」にまとめられています。

◆上記クラブへの入部を希望する学生は、各クラブ顧問もしくは学務課学生支援担当(5F)に申し出てください。

◆休部中のクラブの再開、または新クラブの設立に関する相談は、学務課学生支援担当に申し出てください。

◇休部中のクラブ

調練会、バレーボール部、テニス部、サークルふれあい(ボランティア活動部)、管理栄養士進路研究部、ゴルフ部、ワープロ・パソコン部、健康増進部、こどもの文化研究部(手遊びや保育教材などの保育研究)手話クラブ、マルチメディア部、日本文化体験クラブ、球技クラブ

3. 奨学金制度と教育ローン等

本学独自の奨学金や多様な学費サポート制度を整えています。

【給付】 返還の義務なし、【貸与】 返還の義務あり 【減免】 費用を減額

I. 学内の制度による学費サポート

①大野誠修学支援事業【給付】

教育提携ローンを受けた場合、その金利を学校が給付

②大野誠奨励資金【貸与】

貸与月額10,000円 貸与期間半年または1年間貸与

③特待生、奨学生、社会人奨学生選考試験【減免・給付】

(1) 特待生

学業・人物ともに優れ、他の模範となる者に対して、勉学奨励のために特待生制度を設けています。

- 1) 減免額：1年間の授業料全額
- 2) 採用人員：各学年・各学科ごとに1名以内。
- 3) 第1学年次：高等学校在学中3年間の学業成績が優秀であり、かつ、特待生・奨学生選考試験の成績が優秀であること。人物良好で、他の者の模範となる者。
- 4) 第2学年次：本学第1学年次在籍中の学業成績が優秀であること。人物良好で、他の者の模範となる者。

(2) 奨学生

学業成績・人物等がともに優れ、他の模範となり、経済的援助の必要な学生に対して、奨学金を給付します。

- 1) 給付額：1年間の授業料の半額
- 2) 採用人員：各学年・各学科・専攻ごとに入学定員の5%以内。
- 3) 第1学年次：高等学校在学中3年間の学業成績が優秀であり、かつ、特待生・奨学生選考試験の成績が優秀であること。人物良好で、他の者の模範となる者。就学上経済的援助が必要と認められる者。
- 4) 第2学年次：本学第1学年次在籍中の学業成績が優秀であること。人物良好で、他の者の模範となる者。就学上経済的援助が必要と認められる者。
- 5) 家計基準 ①給与所得者841万円以下（源泉徴収票の支払金額（税込））
②給与所得者以外の者355万円以下（確定申告書等の所得金額（税込））

④入学金の減免【減免】（申請手続きは、入学後に必要書類を添えて申請）

入学金半額を減免

- 1) 本学院の設置する学校（前身校含む）の卒業（修了）生
- 2) 本学院の設置する学校（前身校含む）の卒業（修了）生の子
- 3) 本学院の設置する学校（前身校含む）の卒業（修了）生の兄弟姉妹
- 4) 本学院の設置する学校の在学（校）生の兄弟姉妹
- 5) 本学院教職員の子
- 6) 兄弟姉妹または親子の同時入学。ただし、入学手続完了順の2人目以降に適用する。
- 7) 短期大学と包括協定を締結している高等学校の生徒で、指定校推薦入学試験で入学した者。

⑤資格特待生【減免】（申請手続きは、入学後に必要書類を添えて申請）

入学前に、本学が定める下記の資格を取得している学生に対して学費を減免

資格・検定等の名称	級位等	減免内容
実用英語技能検定試験 (公益財団法人 日本英語検定協会)	2級以上	在学中の授業料半額
保育技術検定 (公益財団法人 全国高等学校家庭科教育振興会)	1級	入学金の半額
食物調理技術検定 (公益財団法人 全国高等学校家庭科教育振興会)	1級	入学金の半額

II. 学外の制度による学費サポート

①日本学生支援機構奨学金【給付・貸与】

I 給付型奨学金

	進学先	月 額		申 込	手 続	資 格
H31 年度	私立	自 宅	30,000	高校時	入学後	・低所得世帯 ・児童養護施設退所者等
		自宅外	40,000			

II 貸与型奨学金

第一種（無利子）・第二種（有利子）の奨学金の貸与

【奨学生採用】

採用別	内 容
予約採用	高校在学時に申し込みを行い、奨学金を予約する。進学後手続きを行うことで奨学金を受けることができる。
定期採用	進学後、進学先の学校で申し込みを行い、審査の結果により奨学金を受けることができる。
緊急採用(第一種)	年間を通じて申込み可。 但し、家計急変の事情発生から1年未満である場合に限る。
応急採用(第二種)	

	申込説明会	手続説明会
予約採用説明会	(高校時)	入学後4月実施
定期採用説明会	入学後4月実施	
緊急・応急採用	随時	

【奨学金の種類と貸与金】

種類	月額	最高月額					利息
第一種	自 宅	53,000		40,000	30,000	20,000	無利子
	自宅外	60,000	50,000	40,000	30,000	20,000	

※申込時における家計支持者の年収が一定額以上の場合、区分の最高月額以外の月額から選択。

種類	月 額	利息
第二種	2万円～12万円（1万円単位）から選択	有利子

【応募資格】

種類	1年生	2年生
第一種	高等学校又は専修学校高等課程の最終2か年の成績の平均値が3.5以上	大学の成績が本人の属する学科の上位1 / 3以内
	低所得世帯の場合は、学力基準はありません。	
第二種	・ 出身学校または大学における学業成績が平均水準以上と認められる者 ・ 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者 ・ 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者	

②教育訓練給付制度【給付】

本学が開設する教育訓練講座を受講することで一定額を給付（社会人入学者対象）

③保育士修学資金貸付制度【貸与】（別途、制度に関する説明会を実施）

将来保育士として働く意思のある学生に貸与（幼児保育学科学生対象）

※保育所等で5年間保育士業務に従事した場合、返還が免除されます。

※詳細は各都道府県の制度を確認してください。

④教育提携ローン【貸与】

金融機関と本学との提携教育ローンによる学費の貸与

4. 学生教育研究災害傷害保険【学研災】

この保険制度は、大学に学ぶ学生（留学生を含む。）の被る種々の教育研究活動中の災害に対する被害救済の措置として、1976年度に発足した災害補償保険制度で、文部科学省所管の（財）日本国際教育支援協会が扱っています。

本学でも、不慮の災害傷害事故に備え、学生諸君が安心して学生生活を送れるように、入学時から全学生がこの保険に一括加入しています。

この保険の有効期間は、入学時から卒業時までの2年間となっています。但し、「病気」は対象となりません。次に掲げる場合に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって自分の身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。

保険金が支払われる場合

- ①正課中（授業や実習など）
- ②学校行事中（オリエンテーションや体育大会など）
- ③本学施設内にいる間（構内における施設間移動中など）
- ④本学構外で正規に届出をしているクラブ活動など課外活動中
- ⑤通学中および学校施設等相互間の移動中

保険金が支払われない場合

- ①目的地へ向かう途中の寄り道
※但し、授業で必要な物品購入や病院・診療所での受診等を除く
- ②本学で禁止している飲酒、自動車やオートバイによるもの
- ③病気や外科的手術、その他の医療処置
※但し、本保険の補償対象となる治療は除く

④闘争行為、自殺行為または犯罪行為、故意または重大な過失

⑤地震・噴火、洪水、津波又は高潮

保険に関する詳細については、別途配布する「保険のしおり」を熟読してください。

(問合せ先：学務課学生支援担当)

5. 学研災付帯賠償責任保険【付帯賠償】

この保険は、国内において学生が、正課中、学校行事中およびこれらの活動を行うための通学途上往復で、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。ただし、臨床実習などの医療関連の実習は除かれます。学生が被った種々の賠償責任事故に対する被害救済の措置としての賠償責任補償制度です。

本学では、学生に実社会の仕事現場を体験させるための「教育実習」「保育実習」「校外学習」等の様々な実習がありますが、この実習期間中往復途中や実習先で他人にケガを負わせてしまったり、実習先の備品等を誤って壊してしまったときなどの事故の賠償が対象となります。

保険金が支払われる場合

- ・教育実習・保育実習・校外学習等の学外における実習期間中
- ・上記のための往復途中における加害や破損

保険金が支払われない場合

- ・闘争行為、犯罪行為によるもの
- ・本学で禁止している飲酒によるもの

この保険制度に関する詳しい内容については、別途お渡しする「保険のしおり」を参照してください。

(問合せ先：学務課学生支援担当)

6. 学研災付帯学生生活総合保険【付帯学総】

学生生活全般に対応できる補償制度として「学研災付帯学生生活総合保険」(略称「付帯学総」)があります。「付帯学総」では「学研災」では補償されない学内外におけるケガや病気の治療費実費(健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む)を補償する他、加害事故の賠償責任補償(アルバイト中・部活動中を含む)等、学生生活を24時間総合的に補償するもので、加入は任意となっています。

(問合せ先：学務課学生支援担当)